



平成 24 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 東 日 本 ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 和 幸
(J A S D A Q ・ コード 1 8 7 3)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 青 荊 雅 肥
T E L (0 3) 5 2 1 5 - 9 9 0 5

定款一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 12 月 17 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 1 月 29 日開催予定の第 44 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

A種優先株式を平成24年5月22日に全部取得及び消却を実施致しました。また、B種優先株式についても平成23年12月13日に全部取得及び消却を実施致しました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、今後、A種優先株式およびB種優先株式を発行する予定もないことから、定款にあるA種優先株式の条項およびB種優先株式の条項を削除その他条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対比表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 25 年 1 月 29 日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成 25 年 1 月 29 日（火曜日）

変更の内容:新旧対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>107,821,000株</u> とし、このうち <u>93,821,000株は普通株式、10,000,000株はA種優先株式、4,000,000株はB種優先株式</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>93,821,000株</u> とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式、A種優先株式およびB種優先株式共に1,000株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 当社の <u>単元未満株式を有する普通株主</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができず、 <u>当社の単元未満株式を有するA種優先株主(第13条で定義する。)</u> および <u>B種優先株主(第22条で定義する。)</u> は、 <u>その有する単元未満株式について次の(1)ないし(4)に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1)～(4) (条文省略)	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(単元未満株式の買増し) 第 10 条 当会社の単元未満株式を有する<u>普通株主</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第 11 条～第 12 条 (条文省略) <u>第3章 A 種 優 先 株 式</u> (<u>剰余金の配当</u>) 第 13 条 当会社は、第58条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、<u>A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）およびA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株主および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）への配当と同額の配当を行う。</u> (<u>中 間 配 当</u>) 第 14 条 当会社は、第59条に定める中間配当を行うときは、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の中間配当を行う。</u>	(単元未満株式の買増し) 第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第 11 条～第 12 条 (現行どおり) (削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>(残余財産の分配)</u> 第 15 条 当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い、普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株式と同額になるまでの残余財産分配額をさらに支払う。</u> <u>(議 決 権)</u> 第 16 条 <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u> <u>(買 入)</u> 第 17 条 当社は、すべてのB種優先株式が当会社に取得された場合に限り、いつでも<u>A種優先株式の全部または一部を買入れることができる。この買入価額は、A種優先株式1株当たり、当会社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（当会社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下「株式会社ジャスダック証券取引所等」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は、A種優先株式1株当たり200円とする。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>(取 得 請 求 権)</u> <u>第 18 条 A種優先株主は、平成20年11月1日以降、</u> <u>すべてのB種優先株式が当会社を取得され</u> <u>た場合に限り、毎事業年度においていつで</u> <u>も、A種優先株式の全部または一部を、A</u> <u>種優先株式1株につき本条第2項で定める</u> <u>金額（以下「A種優先株式償還請求対価」</u> <u>という。）を対価として取得することを当会</u> <u>社に請求すること（以下「A種優先株式償</u> <u>還請求」という。）ができる。かかるA種優</u> <u>先株式償還請求に基づく取得は、法令の定</u> <u>める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に</u> <u>開催された定時株主総会終結日の最終にお</u> <u>ける当会社の分配可能額の2分の1相当額</u> <u>から、当該定時株主総会終結日の翌日（同</u> <u>日を含む。）から取得日（同日を含む。）ま</u> <u>での期間中にA種優先株式の取得を既に行</u> <u>ったかまたは行う決定を行った分の価額お</u> <u>よび当該期間中に行われた当会社の株式</u> <u>（種類の如何を問わない。）にかかる剰余金</u> <u>分配金額の合計額を控除した金額を限度と</u> <u>する。</u> <u>② 「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先</u> <u>株式償還請求のあった日に先立つ60取引日</u> <u>の株式会社ジャスダック証券取引所等にお</u> <u>ける当会社の普通株式の普通取引の毎日の</u> <u>終値（気配表示を含む。）の平均値（終値の</u> <u>ない日数を除く。円位未満小数第2位まで</u> <u>算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</u> <u>とする。</u> <u>(普通株式への取得請求権)</u> <u>第 19 条 A種優先株主は、下記の条件によりその有</u> <u>するA種優先株式の当会社の普通株式への</u> <u>転換（取得と引換えに当会社の普通株式を</u> <u>交付することをいう。以下同じ。）を請求す</u> <u>ることができる。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>記</u> ① <u>転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで</u> ② <u>当初転換価額 200円とする。</u> ③ <u>転換価額の調整</u> (i) <u>当会社がA種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される。</u> <u>記</u> $\frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <u>転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u> <u>(ア)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</u> <u>(イ)株式分割により普通株式を発行する場合</u> <u>(ウ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>(ii)合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i)に準じて適宜調整される。</u> <u>(iii)転換価額調整式で使用する時価は、上記(i)(ア)、(イ)、(ウ)の行為を行うことにつき当会社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u> <u>(iv)転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が②記載の当初転換価額または、上記(i)ないし(iii)により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。ただし、当該転換価額は60円を下回らないものとする。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
④ <u>転換により発行すべき普通株式数</u> <u>A種優先株式の転換により発行すべき当</u> <u>会社の普通株式数はA種優先株主が転換</u> <u>請求のために提出したA種優先株式の発</u> <u>行価額の総額を転換価額で除した数とす</u> <u>る。普通株式の数の算出に当たって1株</u> <u>未満の端数が生じた場合には、会社法第</u> <u>234条に従う。</u> ⑤ <u>転換の効力発生</u> <u>転換の効力は、転換請求書およびA種優</u> <u>先株式の株式が当会社または当会社の指</u> <u>定する者に到着した日に発生する。</u> <u>(一 齊 取 得 条 項)</u> <u>第 20 条 当会社は、転換請求期間の末日の翌日（以</u> <u>下「A種優先株式一斉転換基準日」という。）</u> <u>に残存するA種優先株式（なお、A種優先</u> <u>株式一斉転換基準日の前日までに、A種優</u> <u>先株式償還請求が行われたA種優先株式を</u> <u>除く。）を、同日の翌営業日以降の日で別途</u> <u>取締役会の定める日をもってすべて取得す</u> <u>るものとする。当会社は、A種優先株式と</u> <u>引換えに、A種優先株式の発行価額の総額</u> <u>をA種優先株式1株当たり、転換請求期間</u> <u>の最終日に適用のあった転換価額で除して</u> <u>得られる数の普通株式を交付する。普通株</u> <u>式の数の算出に当たって1株未満の端数が</u> <u>生じた場合には、会社法第234条に従う。</u> <u>(株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利</u> <u>等)</u> <u>第 21 条 当会社は、法令に定める場合を除き、A種</u> <u>優先株式についての株式の分割または併合</u> <u>を行わない。当会社は、A種優先株主に対</u> <u>しては、募集株式または募集新株予約権の</u> <u>割当てを受ける権利を与えず、また株式無</u> <u>償割当てまたは新株予約権無償割当ては行</u> <u>わない。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>第4章 B 種 優 先 株 式</u> (剰余金の配当) <u>第 22 条 当会社は、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）およびB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、次に定める額の期末配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記(4)に定める中間配当金（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。</u> <u>(1) B種優先配当金</u> <u>当会社が第58条第1項に定める期末配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、その払込金額に、当該期末配当の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率（以下「B種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、平成19年10月31日を基準日とするB種優先配当金については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成19年10月31日（同日を含む。）までの期間につき1年365日として日割計算により算出される金額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を支払う。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>「B種優先株式配当年率」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。</u> <u>・平成19年10月31日に終了する事業年度から平成21年10月31日に終了する事業年度の配当年率：7.00%</u> <u>・平成22年10月31日に終了する事業年度から平成24年10月31日に終了する事業年度の配当年率：8.00%</u> <u>・平成25年10月31日に終了する事業年度およびこれ以降の各事業年度の配当年率：9.00%</u> <u>(2) 累積条項</u> <u>ある事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金（以下「B種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする剰余金の配当に際して、B種優先配当金、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、B種累積未払配当金をB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。</u> <u>(3) 非参加条項</u> <u>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当をしない。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>(4) B種優先中間配当金</u> <u>当会社が第59条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度に適用のあるB種優先株式配当年率を基準として算定したB種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。</u> <u>(残余財産の分配)</u> <u>第 23 条 当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株当たり1,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）に残余財産分配の日までの累積未払配当相当額を加算した金額を、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立って、支払う。</u> <u>(議 決 権)</u> <u>第 24 条 B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、3事業年度連続してB種優先配当金を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されない場合またはその議案が否決された場合、当該3事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会の終結のときよりB種累積未払配当金相当額を含めたB種優先配当金の全部の支払いを受ける旨の剰余金処分議案決議がなされるときまで、株主総会における議決権を有する。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>(取 得 請 求 権)</u> <u>第 25 条 B種優先株主は、払込期日の翌日以降、第27条に定める一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までいつでも、B種優先株式の全部または一部を、B種優先株式1株につき本条第2項に定める金額（以下「B種優先株式償還請求対価」という。）の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「B種優先株式償還請求」という。）ができる。かかるB種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの期間中にB種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式（種類の如何を問わない。）にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。</u> <u>②「B種優先株式償還請求対価」は、B種優先株式1株当たり、(i)B種残余財産分配額、(ii)累積未払配当金相当額、および(iii)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>(随時取得条項)</u> 第 26 条 当社は、B種優先株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降、第27条に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までいつでも、当社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、本条第2項に定める金額（以下「B種優先株式随時取得対価」という。）の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。 ②「B種優先株式随時取得対価」は、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して本条第3項に定める随時取得金額算定利率の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、(iii) 累積未払配当金相当額、および(iv) 払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
③ 「<u>随時取得金額算定利率</u>」は、<u>払込期日から4年後の応当日以降に終了する事業年度の末日まで年率2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率3.00%とする。</u> (一 齊 取 得 条 項) 第 27 条 当会社は、<u>払込期日から7年後の応当日(以下「B種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するB種優先株式(なお、B種優先株式一斉転換基準日の前日までに、B種優先株式償還請求が行われたB種優先株式または第26条に定める取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除く。)</u>を、<u>B種優先株式一斉転換基準日の翌営業日以降の日で別途取締役会で定める日をもってすべて取得するものとする。</u>当会社は、<u>B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 累積未払配当金相当額、および(iii) 払込金額相当額にB種優先株式一斉転換基準日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)からB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和を、B種優先株式一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(ただし、当該価格が算定できない場合は、当会社とB種優先株主が別途合意する第三者機関の算定する時価</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>の90%とする。</u> <u>なお、第三者機関の指名に関する協議開始後30日以内に合意に達しない場合は、当会社とB種優先株主がそれぞれ指名した第三者機関の算定する時価の平均値の90%とする。</u>(以下「一斉転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値および一斉転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。 <u>(株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等)</u> <u>第 28 条 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u> <u>(優 先 順 位)</u> <u>第 29 条 A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。</u> <u>② すべてのB種優先株式が当会社を取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当会社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当会社を取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<u>の承諾がある場合を除き、当会社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。</u> 第<u>5</u>章 株 主 総 会 第 <u>30</u> 条～第 <u>35</u> 条 (条文省略) (種類株主総会) 第 <u>36</u> 条 <u>第32条、第33条および第35条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> ② <u>第31条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u> ③ <u>第34条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> ④ <u>第34条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 第<u>6</u>章 取締役および取締役会 第 <u>37</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略) 第<u>7</u>章 監査役および監査役会 第 <u>47</u> 条～第 <u>56</u> 条 (条文省略) 第<u>8</u>章 計 算 第 <u>57</u> 条～第 <u>60</u> 条 (条文省略)	(削 除) 第<u>3</u>章 株 主 総 会 第 <u>13</u> 条～第 <u>18</u> 条 (現行どおり) (削 除) 第<u>4</u>章 取締役および取締役会 第 <u>19</u> 条～第 <u>28</u> 条 (現行どおり) 第<u>5</u>章 監査役および監査役会 第 <u>29</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり) 第<u>6</u>章 計 算 第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)

以 上